

指定地域等現況図

(R4.1.1現在)

区分	根拠	凡例	指定地域等
過疎地域	過疎地域の特長的発展の支援に関する特別措置法 (R3.19号)		高松市(※旧塩江町)、観音寺市(旧豊浜町)、さぬき市(旧津田町、旧大川町)、東かがわ市、三豊市(旧詫間町、旧仁尾町、旧財田町)、土庄町、小豆島町、直島町、綾川町(旧綾上町)、琴平町、まんのう町
山村地域	山村振興法 (S40.64号)		高松市(旧塩江町)、観音寺市(五郷)、さぬき市(多和)、東かがわ市(小海、五名、福栄)、綾川町(粉所)、まんのう町(美合、七箇)
離島	離島振興法 (S28.72号)		高松市(男木島、女木島、大島)、丸亀市(本島、広島、手島、小手島、牛島)、坂出市(与島、小与島、瀬島、岩黒島、櫃石島)、観音寺市(伊吹島、股島)、三豊市(栗島、志々島)、土庄町(小豆島、沖之島、豊島、小豊島)、小豆島町(小豆島)直島町(直島、井島、牛ヶ首島、喜兵衛島、屏風島、家島、向島)、多度津町(佐柳島、高見島)
辺地地域	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (S37.88号)		高松市(普沢、女木、男木、大島、物井川、塩江南部)、丸亀市(広島、本島)、坂出市(櫃石島、岩黒島、与島)、観音寺市(伊吹、有木・内野々、海老濱、田野々)、さぬき市(多和)、東かがわ市(五名、水主)、三豊市(長野、栗島、入樋上、箱、別所)、土庄町(大部、豊島、四海、北浦、大坪、瀬崎、土庄)、小豆島町(西村、古江、瀬越、田浦、坂手、橋、岩谷、当浜、福田、吉田、安田、苗羽、草壁、中山、二生、東浦、三都、池田、蒲生)、三木町(山南)、直島町(宮ノ浦、本村)、綾川町(柏原・新名、猿飼、西分南部)、多度津町(佐柳島)、まんのう町(勝川、川奥、塩入、本目)
農産地域	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律 (S46.112号)		観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、三木町、綾川町、まんのう町
定住自立圏	定住自立圏構想推進要綱 (H20、総務事務次官通知)		瀬戸内中讃定住自立圏 (丸亀市、普通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町、H23.7.1丸亀市中心市宣言、H24.4.19協定締結、H24.11.26共生ビジョン(第1次)、H29.3.28(第2次)策定)
連携中枢都市圏	地方自治法 (S22.67号)		瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 (高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町、H27.9.4連携中枢都市宣言、H28.2.16協約締結、H28.3.31ビジョン策定)

※特定市町村の区域 (R3.4.1~R9.3.31)

